

Weekly コラム

令和元年 9 月 24 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

従業員レクリエーション旅行 費用の会社負担

(1) 参加者に対する給与課税が行われない
旅行の範囲

従業員に対し会社負担で慰安旅行などのレクリエーション旅行を行った場合、次の要件を満たせば、その旅行に要した費用は、原則として、その旅行参加者の給与として課税しなくてもよいとされています。

イ 旅行期間が4泊5日以内であること。

なお、目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数が4泊5日以内であることとされています。

ロ 旅行に参加した従業員等の数が全従業員等の50%以上であること。

なお、工場や支店ごとに旅行を行う場合は、それぞれの職場ごとの従業員等の50%以上が参加することが必要とされています。

(2) 金額面での留意点

ただし、上記(1)の取扱いは従業員が受ける少額な経済的利益は強いて課税しないという少額不追及の趣旨のもと認められているものですので、あくまでも社会通念上一般に行われている旅行の範囲内に限られます。

したがって、その旅行費用の額があまりにも多額となるような場合は、課税の対象となる場合がありますので注意が必要です。

(3) 不参加者に対して金銭を支給した場合
上記いずれの要件も満たしている旅行であっても、自己の都合で旅行に参加しなかった

人に金銭を支給した場合には、不参加者だけではなく、その旅行の参加者に対しても、不参加者に対する支給額と同じ額が課税されますので注意が必要です。

これは、不参加者に対して金銭を支給した場合、結果的に旅行に参加するか、金銭の支給を受けるかを選択できることになるという理由によるものです。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。